

平成28年8月以降の介護保険負担限度額認定申請についてのお知らせ

- 特定入所者介護サービス費（食費・居住費（滞在費）の負担軽減制度）について  
 介護保険施設に入所する場合等の食費・居住費（滞在費）については、施設との契約によって決まり、その費用は原則入所者の自己負担となりますが、負担限度額認定の要件に該当する方については、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの費用については、特定入所者介護(予防)サービス費として、京都市が直接施設に支払うことで、負担の軽減を行います。負担軽減を受けるためには、負担限度額認定の申請を行い、交付される「負担限度額認定証」を入所する施設に提示する必要があります。
- 負担限度額認定の申請について  
 「負担限度額認定証」の交付要件は次のとおりです。
- ・ 世帯全員（世帯を別にする配偶者を含む）が平成28年度市町村民税非課税であること  
 配偶者については、介護保険施設の入所に際して、住所を異動して住民票上の世帯が別になっている場合等であっても課税状況等を勘案します。  
 婚姻届を出していない事実婚の場合や長期間別居している場合も配偶者に含みます。
  - ・ 預貯金等の資産が単身で1,000万円、配偶者がいる場合は合わせて2,000万円以下であること  
 申請にあたって、申告が必要な資産は下表のとおりです。預貯金通帳の写し等の資産の状況が確認できる書類の添付が必要となります。

申告の対象となる資産の種類	添付が必要な確認書類など
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金	なし（申請書に金額を記入）
負債（借入金・住宅ローンなど） ※資産の合計から差し引いて計算します	借用証書など
生命保険、自動車、腕時計・宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などの資産は対象外です。	

○ 利用者負担段階判定の見直しについて（平成28年8月から）

平成27年度の介護保険制度改正によって、平成28年8月から負担限度額認定における利用者負担段階について、遺族年金（※）や障害年金といった非課税年金についても勘案して判定を行うこととなりました。

このため、平成28年8月以降の「負担限度額認定証」の申請にあたっては、新たに非課税年金の受給の有無について記入していただくこととなります。

※ 寡婦年金，かん夫年金，母子年金，準母子年金，遺児年金を含みます。

・平成28年7月まで

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	市民税世帯非課税で，老齢福祉年金を受給されている方など
第2段階	市民税世帯非課税で， <u>合計所得金額と課税年金収入額の合計</u> が80万円以下の方など
第3段階	市民税世帯非課税で，第1段階及び第2段階に該当されない方など



・平成28年8月から

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	市民税世帯非課税で，老齢福祉年金を受給されている方など
第2段階	市民税世帯非課税で， <u>合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計</u> が80万円以下の方など
第3段階	市民税世帯非課税で，第1段階及び第2段階に該当されない方など

○ 申請の際の留意事項について

- ・ 負担限度額認定証の交付を受けた場合であっても，その後預貯金等の資産が要件を超えた場合には，負担軽減が受けられなくなりますので，必ずお申し出ください。
- ・ 虚偽の申告に基づき負担限度額認定証の交付を受けた場合は，支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがありますのでご注意ください。